

平成 2 5 年度労務報酬下限額等

多摩市公契約条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 2 4 年 1 0 月 2 4 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額

〔単位：円（1 時間あたり）〕

職 種	下限額	職 種	下限額
特殊作業員(a)	1,947	普通船員(a)	1,980
普通作業員(a)	1,575	潜水士(a)	3,128
軽作業員(a)	1,215	潜水連絡員(a)	2,150
造園工(a)	1,767	潜水送気員(a)	2,138
法面工(a)	2,015	山林砂防工(a)	2,285
とび工(a)	2,082	軌道工(a)	3,455
石工(a)	2,183	型わく工(a)	1,913
ブロック工(a)	2,160	大工(a)	2,160
電工(a)	2,172	左官(a)	2,048
鉄筋工(a)	2,105	配管工(a)	1,947
鉄骨工(a)	1,947	はつり工(a)	1,935
塗装工(a)	2,150	防水工(a)	2,195
溶接工(a)	2,295	板金工(a)	2,048
運転手(特殊)(a)	1,925	タイル工(a)	2,060
運転手(一般)(a)	1,587	サッシ工(a)	1,913
潜かん工(a)	2,330	屋根ふき工(a)	1,823
潜かん世話役(a)	2,768	内装工(a)	1,970
さく岩工(a)	2,060	ガラス工(a)	1,868
トンネル特殊工(a)	2,138	建具工(a)	2,105
トンネル作業員(a)	1,845	ダクト工(a)	1,800
トンネル世話役(a)	2,430	保温工(a)	1,857
橋りょう特殊工(a)	2,273	建築ブロック工(a)	1,868
橋りょう塗装工(a)	2,363	設備機械工(a)	1,913
橋りょう世話役(a)	2,622	交通誘導員 A(a)	1,092
土木一般世話役(a)	2,150	交通誘導員 B(a)	968
高級船員(a)	2,543		

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 8 0 %

多摩市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額

〔単位：円（1 時間あたり）〕

労務報酬下限額	903
---------	-----